

## 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する 取りまとめたたき台（案）

### 第1 本検討会におけるこれまでの議論の整理

本検討会の議論では、まず、スタートアップ活用、創業環境の改善を図るため、起業家の負担軽減を図る必要があるという基本的方向性について一致した。その上で、株式会社等の設立に必要な定款認証手続について、その機能・意義に関する検討を改めて行った。その結果、独立の法人格を創出する株式会社の設立の在り方として、①定款や法人格の存立をめぐる紛争の予防、②不正な起業・会社設立の抑止、③実質的支配者の把握といった一定のチェック機能が果たされることが望ましいとすることには異論がなかった。もっとも、そのための手段・制度として、定款認証を用いることの必要性・相当性については、定款認証の効果や負担、廃止した場合の弊害や代替策の有無等の観点から様々な指摘があった。また、定款認証の現在の実務については、果たしている効果の面や利用者が負っている負担面で不十分であり、改善する必要があるという意見が多く出された。

その上で、上記①～③の機能について、代替策と改善策を分析的に検討することとし、現行制度に代替し得るものとして、「モデル定款」の制度化（主に上記①関係）と、面前確認手続の見直し（主に上記②関係）に多くの意見が集まり、定款認証制度の抜本的見直しに関する主要な検討課題として掲げられたため、本検討会で集中的な検討を行った。さらに、定款認証の際に法人の実質的支配者情報を把握する現状の仕組みについての評価（上記③関係）に関する意見が出されたほか、以上のような抜本策を含む制度上の在り方に関する議論と並行して、定款認証に関する運用上の改善策として速やかに取り組むことが考えられる方策についても意見交換を行った。

そこで、本資料では、取りまとめに向けたたき台として、以下、主要検討課題である「モデル定款」の制度化の是非と、面前確認手続の見直しについて、複数の

選択肢を提示し、取りまとめに向けた検討を行うとともに、その他の検討課題についても必要な整理を行っている。

## 第2 「モデル定款」の制度化の是非等について

現行の制度や実務運用では「モデル定款」と位置付けられたものはないが、日本公証人連合会が公表する定款記載例や、複数の民間事業者が提供する定款作成支援サービスなど、発起人が定款案を作成する際に参考となる記載例やサービスが提供されている。そこで、これらを活用し、又は発展させた「モデル定款」（まずは、小規模な閉鎖会社でシンプルな組織形態の株式会社を念頭に置くことが考えられる。）を策定した上で、「モデル定款」を活用した起業家の負担軽減策を図ることが考えられるところ、「モデル定款」に一定の法律効果を付与する制度化の是非を踏まえた検討の方向性として、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

**【A案】** 所定のフォームに従って一定の必要事項（商号・事業目的・発行可能株式数等）のみを選択・入力することにより適法性が担保された定款案が作成される民間のシステムないしアプリケーションを予め用意し、これを使用して作成される定款を利用する場合には、公証人による定款認証を不要とし、法務局に対する設立登記申請を認める法律改正を行う。

なお、これら民間システム等を用いた場合の適法性確保のため、国が機能審査や認証を行うという考えと、それらを要しないという考えがある。

**【B案】** 所定のフォームに従って一定の必要事項のみを選択・入力することにより迅速に定款案が作成されるシステムないしアプリケーションを国の関与の下で公的団体（日本公証人連合会等）が予め用意し、これを使用して作成された定款を利用する場合には、認証手続に要する時間を大幅に短縮する、平日夜間にも手続を行うなど、ファストトラックを確保した実務運用上の取組を行う。

なお、これらシステム等の利便性向上を図るため、利用者や民間事業者等の意見を反映してシステム等を策定し、その内容を定期的に改定・改善することが必要となる。

【C案】所定のフォームに従って必要事項を順に選択・入力することにより記載漏れなく定款案が作成されるシステムないしアプリケーションを国が予め用意し、自由記載を広く認めるなど発起人の独自性・選択の多様性が確保された内容とするが、定款作成を支援する情報提供の効果にとどめ、これを利用する場合であっても、定款認証の負担まで軽減する仕組みは設けない。

なお、利用者に提供すべき情報として、フォームの補足説明のほか、他の選択肢も可能であることの注意や選択における自己責任の警告等が強調される。

(補足説明)

#### 1 A案について

A案は、民間等で開発されるシステムないしアプリケーション(以下「システム」と総称する。)の利用により、内容の適法性が担保された定款案を予め用意することが可能であることを前提に、そのような定款案を利用する場合には、公証人による定款認証を不要とする考え方である。

ここでいうシステムとしては、設立しようとする会社の定款記載事項のうち、商号・事業目的・発行株式総数等の限られた項目のみを利用者が選択・入力すれば、組織・株式・配当等の項目については固定的な内容が予め組み込まれていて選択不要であり、それにより一般的な記載事項が盛り込まれた定款案が出力されるものがイメージされる。また、定款案の内容の適法性の担保(その範囲として、会社法の適合性のみで足りるとする立場と、会社法その他の関係法令の適合性まで必要との立場があり得る。)として、例えば、事業目的について所定の選択肢の範囲からしか選択不可として自由記載を認めないなどシステム上の対応をするほか、民間がシステムを開発する場合においては当該システムの有効性の検証のため、国など第三者

が当該システムの機能審査や認証を付与するといった関与を行うべきとの意見も出された（これを不要とする意見もあった。）。

このような民間により開発されたシステムを利用した場合の効果として、発起人は、定款案について公証人の関与を経ることなく、直接、法務局に株式会社の設立登記の申請を行うことを認めるべきとの意見が出された。この立場は、定款認証が果たすべき機能につき、定款案の適法性を確保することに尽きている、あるいは、それ以外の機能を重視すべきでないとの考え方を前提とするものと考えられる。

このようなA案に対しては、特定の機関設計を前提とした定款案に限って定款認証を不要とするという特別な効果を認めることの制度的説明が困難である、定款の内容や意義を十分に理解しないまま株式会社が設立されることが増加して定款の機能が損なわれるといった指摘があったほか、定款認証は現行会社法において設立手続の起点として定款内容や発起人を確定する機能があるから、定款認証を不要とするのであれば株式会社の設立手続全体を見直す必要があるとの指摘もあった。

また、A案が前提とするシステム整備について、作成された定款案の適法性の確実な担保は困難ではないか、誤った定款案が作成された場合に誰がどのような責任を負うのか整理する必要があるといった意見があった。さらに、民間がシステム開発を担うこととした場合に国が当該システムについて審査や認証をすることに対しては、国がシステムの適法性まで審査・保証することが可能なのか、また、この保証のために国が大きなコストを負担するのは相当ではないなどの指摘があった。

なお、A案に対しては、以上のとおり検討課題があることを指摘して、直ちに制度化を実現することは困難ではないかと指摘しつつ、中長期的にそのような方向性を指向することを肯定する意見もあった。

## 2 B案について

B案は、所定のフォームに従って一定の必要事項のみを選択・入力することにより一定の定款案が作成されることになるという意味では、A案と同様に利便性の高いシステムの提供を目指すものであるが、モデル定款を利用する場合に特別な法的

効果を付与する制度を設けることには現時点で慎重な姿勢をとりつつ、実務運用上の取扱いとして、信頼度の高いシステムを提供することで起業者の利便性向上を図りつつ、認証までの期間短縮を図るファストトラックなどの運用上の取組と組み合わせ、まずはできる限り負担軽減を図ろうとする考え方である。

B案は、A案について前記1に掲げられたとおり様々な指摘があり、これらについてなお検討を要することからA案の実装化は時期尚早としつつ、起業者の負担軽減のために実現可能な利便性の高いツールを国が関与して提供することにより、短期的な成果実現を目指すものであり、中長期的にA案を目指す立場を否定するものではないと考えられる。

このようなB案に対しては、国や公証人会が整備するシステムでは使い勝手が悪く、硬直的な内容になってしまうのではないかと、システム等の利便性向上を図るためには、専門資格者や起業者側、民間事業者等の意見を聞いて、システムの内容や利用環境を継続的に見直していくことが必要ではないかといった意見があった。

また、実務運用上の対応として、定款認証を不要としてほしいとの声があることからすると、定款認証に要する期間を数日短縮したとしても起業者のニーズに合致する見直しとはならず、B案では対策として不十分であるとの指摘などもあった。

### 3 C案について

C案は、モデル定款を提供することは容認しつつ、その趣旨や内容が十分に理解されないまま利用が広まることによって安易あるいは不正な株式会社の設立が大きく増加することを懸念し、モデル定款の利用を要件として会社設立の負担軽減を図ることに慎重な立場をとるものである。

C案では、システム利用に当たって、発起人の幅広く十分な理解に資するよう、フォームの選択肢の詳しい内容解説や選択肢以外の他の選択可能性に関する情報提供、発起人としての責任を負うことに伴う警告、専門家を含む各種相談窓口の案内等の情報を広く提供することが、重視されることになる。

C案の立場からは、国がモデル定款を提供することにより、会社設立を検討する起業家に向けた情報提供の機会になることや、発起人の独自性・多様性を尊重しつつ遺漏なく定款案の作成を可能とすることが目的とされることとなり、モデル定款を利用する場合であっても、発起人となろうとする者が定款の内容や発起人としての責任を十分理解しているかといった点を公証人がチェックすることが必要であり、定款認証の実務運用における公証人のチェック機能をより強化すべきとの意見もあった。また、必ずしもC案の立場からのものではないが、モデル定款を利用する場合であっても株式会社が機関設計の多様性を認めている趣旨が損なわれないよう配慮が必要であるといった指摘もあった。他方で、これらの考え方に対しては、発起人となろうとする者の理解や責任感の醸成は、起業家教育や別途の情報提供の充実によって実現されるべきものであり、定款認証手続がそのような役割を果たす必要はないとの指摘があった。

なお、C案についても、B案の補足説明で述べたのと同様、中長期的にはA案を目指す立場を否定するものではないと整理することも可能と考えられる。

- 4 以上を踏まえ、「モデル定款」の制度化の是非やこれを用いた実務運用上の負担軽減策についてどのように考えるか。

### 第3 面前確認手続の見直しについて

現行公証人法においては、定款認証の際に、公証人による面前での確認手続が要求されており、これを省略することは認められていない。このため、面前確認手続を省略することやその代替方策を認めるためには、公証人法の改正ないし特例法による例外措置を講ずることが必要となる。

これを前提に、面前確認手続（注1）の見直しについては、より負担の軽い手続で迅速な会社設立を実現したいと考える起業家のニーズを念頭に置くと、例えば以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか（注2）。

(注1) 以下、「面前確認手続」という場合には、囑託人等が公証役場に赴いて公証人と直接対面する場合の手続だけでなく、ウェブ会議システムを利用して遠隔で対面する場合の双方を含むものとする。

(注2) 第2においてA案を採用する場合には、一定の場合には定款認証が不要とすることが制度的に認められることとなるため、第3の検討を要しないとも考えられる。もっとも、A案を採用した場合でも、一定の場合には定款認証は残ると考えられ、また、「モデル定款」の制度化の是非とは別に、定款認証一般を視野に面前確認の見直しをすることも考えられる。このような観点から、第2とは独立した論点として第3を検討する意義があると考えられる。

**【甲案】** 法律改正を行い、定款に付した電子署名等によって発起人の本人確認さえ行えば、公証人による面前確認手続を不要とすることとし、面前確認手続を廃止する。違法・不正な会社設立の抑止は、会社設立後の行政規制や民事・刑事上の制裁等により対応する。

**【乙案】** 法律改正を行い、面前確認手続によらずにデジタル技術を用いた情報提供によって、公証人が本人確認及び発起人の真意（実質的設立意思）の確認を行う新たな手続を設けることとし、この手続により意思が確認された場合には、面前確認手続を省略することを認める。

**【丙案】** 面前確認手続の省略を認めない現行制度を維持しつつ、実務運用上の見直しを行い、ウェブ会議システムを利用した面前確認の実施を原則化し、発起人が希望した場合には公証役場に赴くことを要せず、ウェブ会議システムによる手続を実施するとの取扱いに変更することとする。

(補足説明)

#### 1 甲案について

甲案は、定款認証が果たすべき機能の中心は適法性の確保と本人確認にあるとの考え方を前提に、デジタル技術の活用によって本人確認の確実性が担保できるのであれば、一律に面前確認手続を不要とするとの考え方である。なお、モデル定款を利用する場合に面前確認手続を不要とすべきとの意見もあったが、これに対しては、

モデル定款の利用は適法性の確保に関するもの（第2参照）であり、面前確認手続を不要とするか否かとは直ちに関連づけられるものではないとの指摘があった。

甲案が想定する本人確認の方法としては、発起人に対し、マイナンバーカードに搭載された公的個人認証に基づく電子署名を定款に求めるほか、電子署名のほかに容貌の画像提供を求めるなど犯罪収益移転防止法施行規則で認められている厳格な本人確認方法を参考としてeKYCを活用する方法などが提案された。

この甲案に対しては、電子署名や容貌の画像提供等のみでは、あくまで本人確認が可能となるにすぎず、発起人の設立意思の確認等を行うことは困難ではないか、そのため、名義貸しなど実態を知らない発起人による設立や、会社の事業実態を確認して違法・不当な目的による設立を抑止するとの機能が損なわれ、株式会社が消費者犯罪等に悪用される可能性が増すのではないかといった指摘があった。

## 2 乙案について

乙案は、面前確認手続に発起人の実在・本人確認に加えて、発起人の真意（実質的設立意思）の確認、違法・不当な目的での設立抑止等の機能があることを前提としつつ、面前確認手続によって確認しようとしているのと同様の事項を、公証人がデジタル等を用いた他の方法により確認することが担保されるのであれば、面前確認手続の省略を認めてよいとする考え方である。

面前確認手続に代わる方法としては、例えば、①定款認証の事前相談から認証付与までの過程のいずれかの段階で公証人が発起人と直接やり取りすることにより設立意思等を確認する方法、②発起人本人が設立意思等を宣明した状況を録画等した電子データを提供させて公証人が当該録画等を確認する方法、③専門資格者が代理人として実質的に関与している場合に公証人が専門資格者に発起人の設立意思等を確認する方法が挙げられたほか、④公証人が発起人本人とかねて面識があり、メール等のやり取りで発起人の設立意思等が確認できた場合には面前確認を不要とすることを認めて良いとする考え方なども示された。これらの考え方は、いずれも一定の情報提供等を前提に、公証人が発起人の意思確認を行うことができた場合

には、面前確認を省略可能とするものであり、具体的事案に応じて疑義が生じた場合には、面前確認に進むことが予定されており、デジタル等の代替手段を新設して、それで足りない場合等には面前確認を行うというアプローチと考えられる。

この乙案に対しては、一定の場合に面前確認手続が存置することになることから、より抜本的な見直しを求める立場からは、消極的な意見があった。また、発起人の意思確認等には、公証人と発起人との間で双方向のコミュニケーションが重要であるとして、録画等の電子データの提供により面前確認手続の代替手段を設けることには慎重に考えるべきといった意見などがあった。

### 3 丙案について

丙案は、面前確認手続が、発起人の実在や真意の確認に加え、違法・不当な目的での設立抑止といった機能、公証人が設立設計に当たって発起人に行う助言機能、発起人として責任を負うことについての警告機能等を広く有していることを重視する立場から、面前確認手続を省略することに慎重な考え方をとるものである。

その上で、面前確認手続を引き続き必須としても、現在は利用が低調なウェブ会議システムを利用した面前確認の実施を原則化し、利用を拡大すれば、発起人の負担軽減が相当に図ることができるとしている。

この丙案に対しては、ウェブ会議システムを利用した面前確認手続であっても、公証人の予約や時間確保が必要であり、発起人の負担は小さくないという意見のほか、そもそも丙案が前提としているような機能を面前確認手続によって実現する必要はなく、面前確認の実務の実態と乖離しているとの指摘があった。また、丙案でいう面前確認手続の機能は、発起人本人ではない代理人による面前確認が広く認められている現行制度では、面前確認によって確保されるべきものではないと疑問を呈する意見もあった。これに対し、丙案の立場からは、むしろ面前確認手続を実質化する方向での運用の見直しを行うべきであるとの意見がみられた。

### 4 以上を踏まえ、面前確認手続の見直しについてどのように考えるか。

## 第4 その他の論点について

以上のほか、本検討会で議論が交わされた以下の論点について、その方向性や具体的内容等をどのように考えるか。

### 1 定款認証時における実質的支配者申告制度の在り方

マネー・ロンダリング対策・FATF対応等のため、株式会社の設立段階において実質的支配者を把握する必要があることには、本検討会で異論がなかった。現行制度では、定款認証の際の実質的支配者申告制度により公証人がその審査を行っているところ、この点については、その意義や国際的評価を指摘した上で、法務局ではその審査機能を代替できないとする意見があった一方、今後、より包括的・継続的な把握の枠組みが実現すれば、公証人の役割から新たな枠組みに移行することが考えられるとの意見もあった。もっとも、これらの意見は、定款認証制度そのものの見直しにとどまらない議論が避けられないとも思われる(なお、実質的支配者情報の把握に関しては、並行して、政府の他の枠組みでも検討が進められているところである。)

また、実質的支配者申告制度の運用について、現在も、発起人が申告書や関係情報をメールに添付して送信することで審査は可能であるが、本検討会では、デジタルを用いたより一層の利便性の向上を求める意見も出された。

これらを踏まえ、起業者の負担軽減という観点から、定款認証時における実質的支配者申告制度の在り方や見直しの方向性について、どのように考えるか。

### 2 面前確認の実施ルールの適正化

現行公証人法では、第3で取り上げた面前確認の実施方法について、公証人と面談するのは、囑託人(通常は発起人又はその代理人である専門資格者)又はその代理人(特に資格は要件とされておらず、知人・関係者でも可能)のいずれでも可能とされている。実務上は、公証人が、発起人又は専門資格者と面談して面前確認を実施することが比較的多いが、代理人による面前確認を広く許容する制

度設計となっているため、設立される会社の実態を詳しく知らなかったり、定款作成に実質的に関わっていなかった関係者等とのやり取りで公証人の審査が行われ、不十分な確認になりがちであるとの指摘があり、その是正を求める意見が出された。これに対し、起業家の負担軽減に反するような方向で面前確認の見直しをするのは慎重であるべきとの意見も出された。

この点は、面前確認の見直しに関する第3の方向性にもよる（第3の柱書（注2）に記載のとおり、「モデル定款」の制度化の是非とは別に、定款認証一般の場合を視野に面前確認の見直しをすることも考えられる。）が、面前確認が存続される場合には、公証人は、設立される会社の実態や発起人の意思に関する疑義の程度などを踏まえ、いかなる確認手段を用いるか、誰を相手方として確認を行うか、確認で疑義が生じた場合にどのように対応するかといった事項について、起業家・嘱託人の負担軽減の観点を踏まえつつ、よりメリハリの付いた精緻な手続選択や対応をすることが必要になると考えられる。

そこで、面前確認において公証人が実施すべき確認のルールに関し、面前確認に関する見直し内容を踏まえ、事案に応じたより適切な方法（確認手段、確認の相手方等）を選択すべき旨を明確化することについて、どのように考えるか。

### 3 その他

その他、本検討会の取りまとめにあたって検討しておくべき事項はあるか。

以上